第十九条第四項中「前項」を「前二項」に、「障害者」を「障害者等」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前二項の規定にかかわらず、児童福祉法第二十四条の二第一項若しくは第二十四条の二十四第一項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて又は同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項の規定により措置（同法第三十一条第四項の規定により同法第二十七条第一項第三号又は第二項に規定する措置とみなされる場合を含む。）が採られて第五条第一項の厚生労働省令で定める施設に入所していた障害者等が、継続して、第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により介護給付費等の支給を受けて、身体障害者福祉法第十八条第二項若しくは知的障害者福祉法第十六条第一項の規定により入所措置が採られて又は生活保護法第三十条第一項ただし書の規定により特定施設に入所した場合は、当該障害者等が満十八歳となる日の前日に当該障害者等の保護者であった者（以下この項において「保護者であった者」という。）が有した居住地の市町村が、支給決定を行うものとする。ただし、当該障害者等が満十八歳となる日の前日に保護者であった者がいないか、保護者であった者が居住地を有しないか、又は保護者であった者の居住地が明らかでない障害者等については、当該障害者等が満十八歳となる日の前日におけるその者の所在地の市町村が支給決定を行うものとする。

第二十条第二項中「第三十二条第一項に規定する指定相談支援事業者」を「第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者」に、「指定相談支援事業者等」を「指定一般相談支援事業者等」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「指定相談支援事業者等」を「指定一般相談支援事業者等」に改める。

第二十二条第一項中「状況」の下に「、当該障害者等の置かれている環境」を加え、同条第二項中「第九条第六項」を「第九条第七項」に、「第九条第五項」を「第九条第六項」に改め、同条中第五項を第八項とし、第四項を第七項とし、第三項の次に次の三項を加える。

4　市町村は、支給要否決定を行うに当たって必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合には、厚生労働省令で定めるところにより、第二十条第一項の申請に係る障害者又は障害児の保護者に対し、第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求めるものとする。

5　前項の規定によりサービス等利用計画案の提出を求められた障害者又は障害児の保護者は、厚生労働省令で定める場合には、同項のサービス等利用計画案に代えて厚生労働省令で定めるサービス等利用計画案を提出することができる。

6　市町村は、前二項のサービス等利用計画案の提出があった場合には、第一項の厚生労働省令で定める事項及び当該サービス等利用計画案を勘案して支給要否決定を行うものとする。

第二十六条第二項中「同じ。）並びに」を「同じ。）、」に、「）の規定」を「）並びに第五十一条の七第二項及び第三項（これらの規定を第五十一条の九第三項において準用する場合を含む。）の規定」に改める。

第二十八条第一項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十一条の二を削る。

第二章第二節第四款の款名中「サービス利用計画作成費」を削る。

第三十二条及び第三十三条を次のように改める。

第三十二条及び第三十三条　削除

第二章第二節第五款の款名中「、指定障害者支援施設等及び指定相談支援事業者」を「及び指定障害者支援施設等」に改める。

第三十六条第三項第六号中「及び第四項」を削り、「同じ。）」の下に「又は第五十一条の二十九第一項若しくは第二項」を加え、同項第七号中「第五十条第一項」の下に「又は第五十一条の二十九第一項若しくは第二項」を加え、同項第八号中「第五十条第一項」の下に「又は第五十一条の二十九第一項若しくは第二項」を、「第四十六条第二項」の下に「又は第五十一条の二十五第二項若しくは第四項」を加え、同項第九号中「及び第四項」を削り、「含む。）」の下に「又は第五十一条の二十七第一項若しくは第二項」を、「第五十条第一項」の下に「又は第五十一条の二十九第一項若しくは第二項」を、「第四十六条第二項」の下に「又は第五十一条の二十五第二項若しくは第四項」を加え、同項第十号中「第四十六条第二項」の下に「又は第五十一条の二十五第二項若しくは第四項」を加える。

第四十条を次のように改める。

第四十条　削除

第四十一条第一項中「並びに第三十二条第一項の指定相談支援事業者の指定」を削り、同条第四項中「、第三十八条及び前条」を「及び第三十八条」に改める。

第四十二条の見出しを「（指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者の責務）」に改め、同条第一項中「、指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者」を「及び指定障害者支援施設等の設置者」に改め、「又は相談支援」を削り、同条第二項中「又は相談支援」を削る。

第四十五条を次のように改める。

第四十五条　削除

第四十六条第一項中「又は指定相談支援事業者」、「又は相談支援事業所」及び「若しくは指定相談支援」を削り、同条第二項中「又は指定相談支援事業者」及び「若しくは指定相談支援」を削る。

第四十七条の二第一項中「、第四十四条第三項又は第四十五条第三項」を「又は第四十四条第三項」に改め、「、指定相談支援事業者」を削り、同条第二項中「、指定障害者支援施設の設置者又は指定相談支援事業者」を「又は指定障害者支援施設の設置者」に、「、第四十四条第三項又は第四十五条第三項」を「又は第四十四条第三項」に、「、指定障害者支援施設の設置者若しくは指定相談支援事業者」を「若しくは指定障害者支援施設の設置者」に改める。

第四十八条第四項を削る。

第四十九条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「から第三項まで」を「又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「、サービス利用計画作成費若しくは」を「又は」に改め、「又は指定相談支援」を削り、「、第二項各号」を「又は第二項各号」に改め、「又は第三項各号」及び「若しくは相談支援事業所」を削り、同項を同条第六項とする。

第五十条第四項を削る。

第五十一条第一号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は第三十二条第一項の指定相談支援事業者の指定」を削り、同条第四号中「及び第四項」を削り、「、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者」を「又は指定障害者支援施設」に改める。

第五十一条の三第一項中「若しくは指定相談支援」を削る。

第二章第五節を同章第六節とする。

第七十六条第四項中「第四項」を「第五項」に改める。

第二章第四節を同章第五節とする。

第五十二条第二項及び第五十六条第三項中「及び第四項」を「から第五項まで」に改める。